

年 月 日

個人情報の利用停止等申請書

株式会社サーラコーポレーション サーラクラブ事務局宛

個人情報の保護に関する法律第 25 条及び第 29 条に基づき、株式会社サーラコーポレーション サーラクラブ事務局が保有している利用停止等請求対象者本人に関する「保有個人データ」の利用停止等を請求します。

申請者	〒 - 住所	
	ふりがな	
	氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	連絡先電話番号（自宅・携帯電話・勤務先・その他： _____）	
	申請者の区分を選択してください。      本人    同居の家族    委任による代理人    法定代理人	

申請者が開示対象者本人以外の場合は、下欄に必ずご記入ください。

開示対象者本人	〒 - 住所	
	ふりがな	
	氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	連絡先電話番号（自宅・携帯電話・勤務先・その他： _____）	

ご記入いただいた個人情報は、開示のご請求への対応以外の目的には使用いたしません。

利用停止等を請求する内容

請求内容	利用停止等を請求する具体的な内容と理由をご記入ください。	
利用停止 消去 第三者提供の 停止	理由	

上表内でご記入できない場合は、別紙に上記項目をご記入いただき、添付してください。

**1. 本請求書と下記の必要書類を同封して株式会社サーラコーポレーション サークラブ事務局まで郵送してください。**

必要書類について

<p>(1) ご本人が申請の場合、または同居のご家族が申請の場合</p>	<p>以下のいずれか1点のコピーを同封してください。 運転免許証、住民基本台帳カード、戸籍抄本（住所、氏名等の必要事項のみ）住民票の写し（住所、氏名等の必要事項のみ）パスポート、各種保険の被保険者証（診療録部分は不要です）、介護保険の被保険者証、年金手帳、恩給証書、外国人登録証明書 転居等により、ご本人の現住所と当社の登録住所が異なる場合は、転居の履歴がわかる住民票の提出をお願いいたします。 本籍地が記載されている証明書の場合は、お手数ですが「本籍地」部分は紙を貼るなどして隠してからコピーをおとりくださいますようお願いいたします。</p>
<p>(2) 委任による代理人が申請者の場合</p>	<p>以下のすべてを同封してください。 ・ 本人が発行する委任状（実印で押印） ・ 本人の印鑑証明書 ・ 本人の住民票の写し ・ 代理人本人であることを確認するための書類（上記1と同様）</p>
<p>(3) 法定代理人が申請者の場合</p>	<p>(ア) 未成年者の法定代理人の場合 以下のすべてを同封してください。 ・ 法定代理権があることを確認するための書類（戸籍抄本） ・ 未成年者の法定代理人本人であることを確認するための書類（上記1と同様） (イ) 成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（上記1と同様） 以下のすべてを同封してください。 ・ 後見登記等に関する法律第10条に規定する登記照明事項 ・ 成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（上記1と同様）</p>

送付先

〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地 サークラタワー  
株式会社サーラコーポレーション サークラブ事務局 宛

**2. 手数料等について**

保有個人データの分類（当社の提供するサービス名）及び保有個人データ項目名を特定していただいたうえで、利用停止等をご請求いただく場合の手料金は無料です。

保有個人データ項目名を特定していただけない場合は、まず開示をご請求いただき、利用停止等のご請求をされる「保有個人データ」を特定していただきます。この場合、開示請求に関する所定の手料金等が必要となります。

**3. 注意事項**

所定の申請書類に不備がある場合は、開示できない場合があります。

本人確認資料等が同封されていない、または本人確認資料等に不鮮明な箇所があるなどにより本人確認ができない場合は、その旨当社からご連絡申し上げたうえで、ご提出いただいた書面等一式をご返却いたします。お手数ですが、再度のご提出をお願いいたします。

申請書等の印刷費、本人確認書類の取得費、郵送料等の経費は、すべてご本人負担とさせていただきます。また、利用停止等のご請求に際してご提出いただいた書面等（本人確認書類を含む）は、ご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

代理人による申請の場合、代理権が確認できない場合は開示いたしません。

利用停止等のご請求の理由が、当社の手続き違反（ご本人の同意のない目的外利用、個人情報の不正な取得、ご本人の同意のない第三者提供）によるものでない場合、または保有個人データの利用停止に多額の費用を要する等の理由で利用を停止することが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護する代替措置をとる場合には、利用停止等のご請求に応じられない場合があります。

利用停止等のご請求では、業務運営上支障のない範囲でこれを中止するものといたします。ただし、当該情報の利用を中止することがサークラブのサービス特典やサーカードの基本的な機能を提供する障害となる場合、当該メンバーのサークラブメンバー登録抹消の手続きを取ることがあります。

利用停止等のご請求に際して、ご提出いただくすべての書面等が当事務局に到着し、当社が受領した時をもって開示手続きが開始されるものとします。開示手続きの開始からご回答まで、お時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用停止等の結果通知の方法は、書面により行い、原則として申請書に記載の本人のご住所宛に郵送いたします。委任による代理人が申請者の場合でも、申請書に記載の開示対象者本人のご住所宛に郵送いたします。また、法定代理人が申請者の場合は、申請書に記載の法定代理人のご住所宛に郵送いたします。

この利用停止等のご請求手続きでご提供された個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または申請者との連絡等の開示手続きに必要な範囲で利用し、当該措置及び結果通知終了後、適切な期間・方法で廃棄いたします。